

## 令和5年度事業計画

### 1 公益事業

(1) 水難救済に従事した者の報奨に関すること。

令和5年3月1日から、汽水域（河口域）での救助活動も報奨の対象となったことから、報奨金支弁該当事案を早期に把握し、適正な手続きに努める。

報奨金の請求手続きについては、各救難所の事務手続き担当者の意識の高揚を図り、指導・助言、連携を図り、迅速な処理を目指す。

(2) 水難救済に従事する者の訓練及び教育に関すること。

① 令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策の一環として訓練等が実施できていないことから、救難所員の訓練について救難所現場のニーズに対応した積極的かつ効率的な訓練の実施に努める。

② 各救難所には、自主的な訓練を実施するなど、救難所独自の訓練を奨励するとともに、海上保安庁が海事関係者に対して行う救助訓練に積極的に参加するように救難所を支援する。

③ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例及び同施行規則で規定する水難救助員を認定するための訓練・講習は、約2年間実施できなかったことから、訓練・講習の回数を増やし「琉球水難救済会救助員証」を発行できるべく対応する。

(3) 水難救済に要する資器材の調達に関すること。

① 各救難所が保有する資器材の現状を把握するとともに、救難所の要求に応じ、資器材の適切な調達・配付に努める。

② 高額の資器材については可能な限り中央から調達することとする。

③ 海難発生頻度の高い海浜に救命浮環を設置する「ライフリング設置事業」は、各市町村や関係者から高い評価を得ていることから、継続した取り組みを行う。

(4) 水難救済に功労のあった者の表彰に関すること。

① 水難救済において人命救助に功労のあった者、琉球水難救済会の救難所員の救助活動を支援した一般の者の表彰を行う。

② 本会役員として永年在任し、功績顕著な者及び救難所員として功労のあった者の表彰を行う。

(5) 救難所の運営に関すること。

① 現在86の救難所が活動中である。

救難所は当会の活動の根幹を成すものであることから、救難所の活動を積極的に広報し多くの県民の理解を得ながら、各地域からの要望等を受けて適切な場所に救難所の新設を図ることとする。

② 海上保安庁のほか警察や消防等の公的救助機関と緊密な連携を図り、効果的な救難捜索活動を実施できるようにする。

③ 昨年度の「自然海岸における死亡事故の多発」を受け、救助体制の弱かった海岸で発生する海難に対応をすべく「機動救難所」を新設する。

(6) 災害発生時における救援に関すること。

① 沖縄県及び各市町村が開催する総合防災訓練の海上部門の訓練に地元の救難所を参加させ、震災時等における災害救助活動及び自己の避難等の訓練に積極的に参加し、発災時の救援に資する。

② 災害発生時の要請に応えられる体制を検討する。

(7) 水難救済思想の普及に関すること。

① 当会の関係機関、事業所、団体等が行う活動及びイベント等に参画し水難救済思想の普及を図る。

② ホームページ、リーフレット、横断幕及びマスコミ等の広報媒体を活用し思想普及を図る。

③ 地域や学校現場からの要請に応じて生徒を対象に、海保と連携のうえ、「海の実安全教室」を開催し、水難救済思想の普及を図る。

(8) 海難防止活動の支援に関すること

主に次の各団体、機関と連携し海難防止活動の支援を実施する。

- ・ 第十一管区海上保安本部及び各海上保安部署
- ・ 沖縄県警察
- ・ 沖縄総合事務局
- ・ 沖縄県ウォータークラフト安全協会 (OWSA)
- ・ NPO法人 沖縄県カヤック・カヌー協会 (OKCA)
- ・ 一般社団法人沖縄ライフセービング協会 (旧：NPO法人 沖縄ウォーターパトロールシステム (OWPS))
- ・ 恩納・読谷地区海難救助連絡協議会
- ・ (一財) 沖縄マリンレジャーセイフティビューロー (OMSB)

### (9) 青い羽根募金事業

- ① 平成10年度から公益社団法人日本水難救済会の承認を得て、水難救済事業の広報と事業資金調達の為、7月1日～8月31日の間を「青い羽根募金強調運動期間」として青い羽根募金活動を展開する。
- ② 青い羽根募金活動は、各市町村、事業所及び各団体並びに県民に協力依頼するとともに、各種イベント等に参画し、募金活動を積極的に推進する。
- ③ 高額の募金者は積極的に表彰及び広報するなどして、青い羽根募金の周知普及活動に務める。

### (10) 各団体との協力関係の構築

- ① マリンレジャー関連の団体等と協力関係を構築し、海難救助及び海難防止活動の支援を推進することにより、海の安全・安心の提供に努める。
- ② 「海浜・海域の現状利用に係る情報連絡会（仮称）」を関係者と共同構築し、海浜・海域の安心安全な利用に供する。

## 2 収益事業

1階・2階を、アジア海洋沖繩株式会社に賃貸し家賃収入を得る。

## 3 法人

公益法人の運営については、行政庁の指導・監督を受け、コンプライアンスの徹底に努め、ガバナンスを維持し健全な経営を目指す。

会員の勧誘については、ホームページの活用、ポスターやリーフレットを作成配布する等して当会の存在と活動を広く宣伝し、新規会員の加入促進を行うこととする。